

派遣陸自が日報廃棄

南スーダン 武力衝突時の資料

アフリカの南スーダンで
国連平和維持活動(PK
O)の陸上自衛隊派遣部隊

が、現地での活動状況を記
録した日報を廃棄していた
ことが27日までにわかりま

した。南スーダンPKOで
は今年11日に武器使用を伴
う「駆け付け警護」や「宿
営地の共同防護」の任務を
付与された第11次隊が活動
を始めています。戦争法の
もとの活動を、国民や国
会が検証するために欠かせ
ない1次資料が、自衛隊内
の判断だけで廃棄されてい
ました。

防衛省統合幕僚監部は
「短期に目的に終えるもの
は報告を終えたうえで廃棄
している。日報は、日本国
内の上位司令部に報告した
時点で、文書の用途は終わ

検証に不可欠

布施祐仁さんの話 「日
報」は海外派遣について国
会や国民が検証する上で不
可欠な1次資料であり、自
衛隊内部で報告が済んだら
「目的を終える」ものでは
ない。これがまかり通った
ら、どんな報告文書も短期
に廃棄できるし、廃棄され
れば検証が不可能になっ
てしまう。「国民共有の知的
資源」である公文書が、自
衛隊内の恣意的な判断で短
期に廃棄されることはあっ
てはならない。

行政文書不開示決定通知書

文書 種別

防衛省
平成29年12月28日



平成29年9月30日付けの行政文書開示請求について、行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成17年法律第123号、以下「法」という。)第5条第3項の規定に基づき、開示を拒否し、不開示決定した旨を通知いたします。

- 1 不開示決定した行政文書の名前
開示請求された「南スーダン派遣陸自部隊の日報」
作成した日付は不開示決定した日付
- 2 不開示とした理由
本件開示請求に係る行政文書は、
なかつたことから、不開示決定

不開示とした理由
不開示とした理由は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成17年法律第123号、以下「法」という。)第5条第3項の規定に基づき、開示を拒否し、不開示決定した旨を通知いたします。

防衛省
平成29年12月28日

防衛省
平成29年12月28日

南スーダン派遣部隊の日報の行政文書不開示決定通知書

動日報について、ジャーナ

リストで「平和新聞」編集
長の布施祐仁さんが9月に
行った行政文書開示請求で
わかりました。防衛省は今
月2日付で「すでに廃棄し
ており、保有していません
た」と不開示を通知してい
ました。

期間は作成翌年4月1日か
ら3年ですが、例外として
「随時発生し、短期に目的
を終えるもの」は作成翌日
から1年以内の廃棄を認め
ています。